



令和8年度 あやめ学園生募集

あやめ学園は、町内の高齢者が自らの学習の場として、趣味・教養を高め、健康の保持増進を図るとともに、生活文化の発展につながる事業をはじめ、子どもたちとのふれあいの中で、高齢者の生きがいを創造し、福祉を一層推進することを主な目的として、日高川町が「高齢者生きがい対策事業」として町独自の取り組みを行っています。またこれらの取り組みをきっかけに高齢者が支え手となり活躍できる社会を考えていきます。



★学習・行事内容

- ・教養講座……………一般教養や健康に関するものなどを聴講
- ・視察研修……………県内外研修の開催
- ・世代間交流……………趣味講座等を通じての子どもたちとの交流
- ・ボランティア活動 ……公共施設等の除草・清掃などの活動
- ・趣味講座……………盆栽部、手芸部、陶芸部、カラオケ部の4講座

盆栽部	菊作りが主ですが、大菊・福助・盆栽菊・小菊から懸崖菊といろいろな菊があります。盆栽風の作り方で盆栽鉢を作って仕立ててみては?初心者、ベテラン大歓迎です。	陶芸部	毎週月曜日 13:00 から講座を行っています。月に1回でも2回でも都合のつく時に自由に参加できます。興味のある方は入会をお待ちしています。
手芸部	編み物をしながらの仲間との会話、本当に楽しいですよ!和気あいあいと気兼ねする事なく習っています。ぜひどうぞ。	カラオケ部	和気あいあいと歌ったり、みんなの歌を聴いたり楽しい時間です。一緒に歌いませんか?練習の成果は文化芸能祭の交流センター舞台にて!

★入学資格

昭和42年4月1日までに生まれ、町内に住民登録をしている方
入学には趣味講座のどれかに所属すること。

★お申込み

入学申込書に必要事項を記入のうえ、日高川交流センター・川辺公民館・美山公民館まで年会費1,000円(安全保険代含む)を添えてお申し込みください。
申込締切日は令和8年3月27日(金)までです。
各趣味講座より材料費や親睦会費、全体で研修参加費等をいただくことがあります。

お問い合わせ あやめ学園事務局(日高川交流センター) ☎0738-24-9333



第17回 日高川町ソフトテニス大会



- 日 時：令和8年3月22日(日)
9:00~開会式、9:30~試合開始(荒天中止)
- 場 所：かわベテニス公園(☎0738-53-0903)
- 申込締切：令和8年3月10日(火) 17:00まで
- 参加資格：町内に在住、在勤、在学(中学生以上)する方
- 競技方法：①競技は、ソフトテニス競技規則による。
②試合形式は男女共、ダブルスで行う。
③試合形式は5ゲームマッチ、トーナメント方式による。
- 表 彰：上位3位までを表彰する。

- その他：
 - ・審判は、第1試合目は主催者が実施するが、第2試合以降は、敗者審判で行う。
 - ・競技中の疾病、傷害および損失については主催者は保険の範囲内のみで対応する。
 - ・必ずテニスシューズを履いてください。アップシューズは禁止
- ※テニスシューズは、クラブハウスでも貸し出しています。

お問い合わせ・お申込み 体育協会事務局(教育課内) ☎0738-22-8816



クビアカツヤカミキリの被害防止にご協力ください

クビアカツヤカミキリの被害が梅園や桜で増加しています。被害地域も拡大傾向にあります。

被害拡大防止には早期発見のために、3月下旬からの梅園地や庭の桜などのパトロールが大変重要です。目印となるフラス(ふんと木くずの混合物)は幼虫が活動する3月下旬から11月にかけて確認しやすくなります。

成虫やフラスが排出されている樹木を見かけた場合は、下記までご連絡ください。なお、特定外来生物に指定されているため生きたまま持ち運ぶことは違法となります。成虫を見かけた場合は、その場で捕殺していただいたうえでご連絡ください。

お問い合わせ 農業振興課 ☎0738-22-2048
日高振興局 農業水産振興課 ☎0738-24-2946



障害者虐待防止法を知っていますか?



障害者虐待防止法とは

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法は、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、また虐待を受けた障がい者や養護者への支援を推進するための法律です。

対象となる障がい者は?

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいがある人であって、日常生活や社会生活が困難で支援が必要な人が対象となります。

虐待の種類

- 養護者による虐待
 - ▶家族や同居する人による虐待のことです。
- 障害者福祉施設従事者等による虐待
 - ▶障害者福祉施設等で働いている職員による虐待のことです。
- 使用者による虐待
 - ▶障がい者が従事する事業所の雇用主等による虐待のことです。



虐待の具体例

身体的虐待	身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えるなど
性的虐待	性的な行為またはわいせつな行為をしたり、させたりすること
心理的虐待	侮辱や拒絶的な態度で精神的な苦痛を与えること
放棄・放任	食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどしないこと
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金等を使うこと

虐待を発見した方は速やかに通報を!

障がい者虐待に気づいた人には通報義務があります。虐待を発見した方は、虐待防止センター(24時間安心コールセンター ☎0738-23-2439)まで通報してください。

障がいのある方が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくために、地域の皆様の協力が必要です。障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応にご協力ください。



お問い合わせ 保健福祉課 ☎0738-22-9041